

# 「東北観光フリークーポン」首都圏発着プラン

## ご注意いただきたい走行例

東日本高速道路(株)東北支社

※「東北観光フリークーポン」首都圏発着プランは首都圏の発着エリアからご利用いただくプランです。

東北地方の周遊エリアからのご利用はできませんのでご注意ください。

「東北観光フリークーポン」首都圏発着プランをご利用いただく際には、①利用期間及び②走行区間の2点にご注意ください。

### ①利用期間の注意点

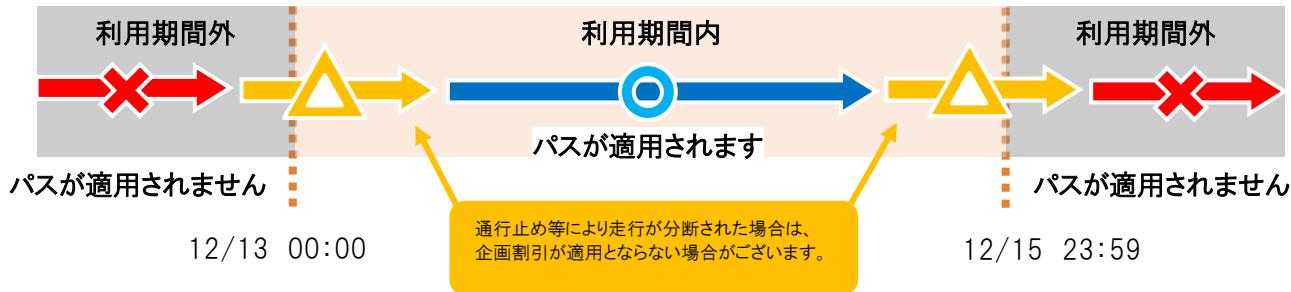
利用期間内の通行かどうかは、お申込みされた利用期間内に、入口料金所または出口料金所のいずれかを通過しているかで判定します。

利用開始日・利用終了日の前後の時間帯に走行する場合には、料金所通過時刻にご注意ください。

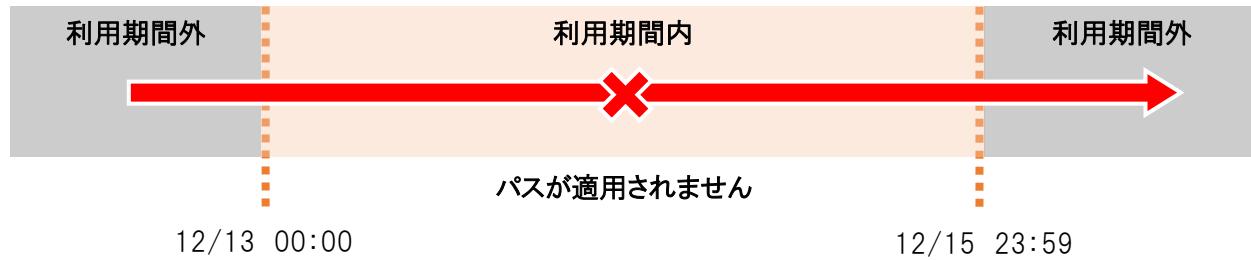
本線料金所を通過した場合には、本線料金所を境として別々の走行と判定し、本線料金所がそれぞれの走行の入口料金所または出口料金所となります。

通行止めによって高速道路を降りることを余儀なくされた場合を除き、高速道路を乗り降りした場合には、その前後の走行をそれぞれ一走行として判定いたします。なお、利用開始日以前に走行を開始し、通行止め等により走行が分断され、入口IC及び出口ICの通過時刻が企画割引利用開始日以前となった場合、もしくは、利用終了日以前に走行を開始し、通行止め等により走行が分断され、最終走行の入口IC及び出口ICの通過時刻が企画割引利用終了日以降となった場合は、当該企画割引が適用されない場合がございます。ご請求内容をご確認いただき、疑義がある場合は、弊社お客さまセンターまでお問い合わせください。

#### 《例》3日間プラン(12/13~12/15)にお申込みの場合



(入口料金所:利用期間外 → 出口料金所:利用期間外)



## ②走行区間の注意点

### (1)往路走行

発着エリア外から周遊エリア内まで走行もしくは、発着エリア内から周遊エリア外に走行されましても、本商品の対象とはならず、全区間分の通行料金を請求させていただきます。発着エリア外からご利用になる際は、発着エリアで一度降りて頂き、再度発着エリアからご利用ください。また同様に、周遊エリアを通過して周遊エリア外まで走行されましても、本商品の対象とはなりません。発着エリア内から周遊エリア外までご利用になる際は、周遊エリア内で一度降りていただき、再度周遊エリアからご利用ください。

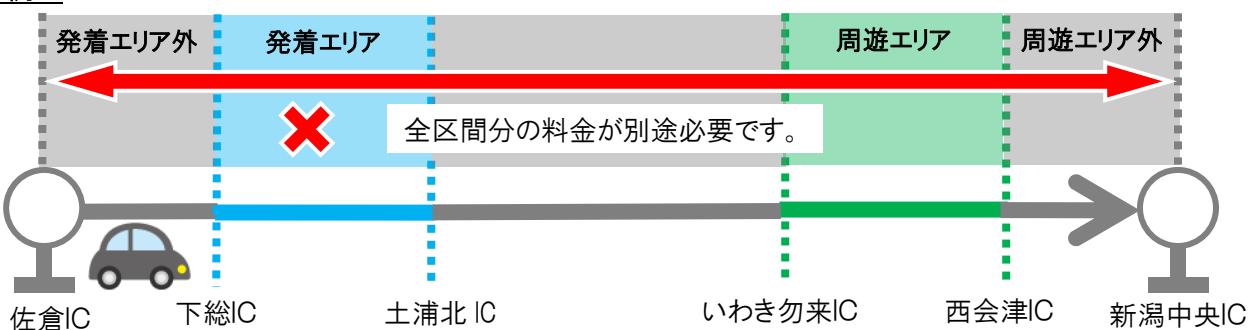
※発着エリアの本線料金所を通過する場合は、本線料金所から先の区間が対象となります。

※往路走行が完了した時点で、本商品が成立します。

#### ◆発着エリア外の料金所から、周遊エリアを通過して周遊エリア外の料金所まで走行した場合

周遊エリア部分の走行を含め、全区間分の通行料金が別途必要です。

##### 《例》



#### ◆発着エリア外の料金所から、周遊エリア内の料金所まで走行した場合

周遊エリア部分の走行を含め、全区間分の通行料金が別途必要です。

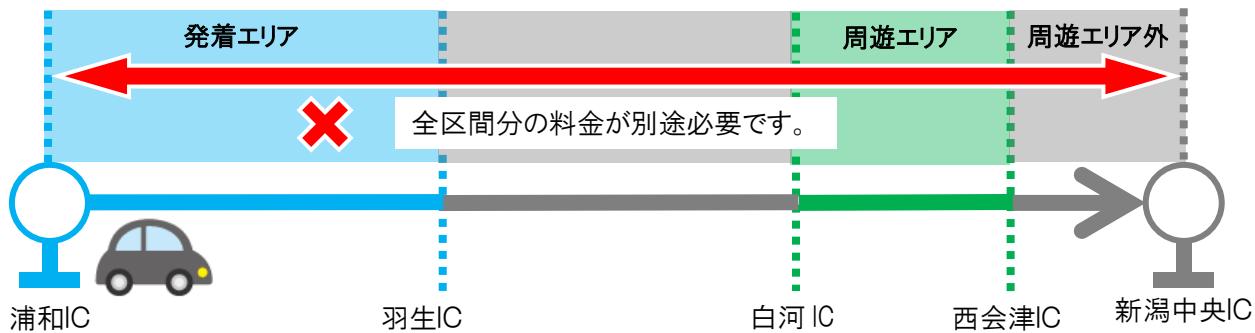
##### 《例》



#### ◆発着エリア内の料金所から、周遊エリアを通過して周遊エリア外の料金所まで走行した場合

周遊エリア部分の走行を含め、全区間分の通行料金が別途必要です。

##### 《例》

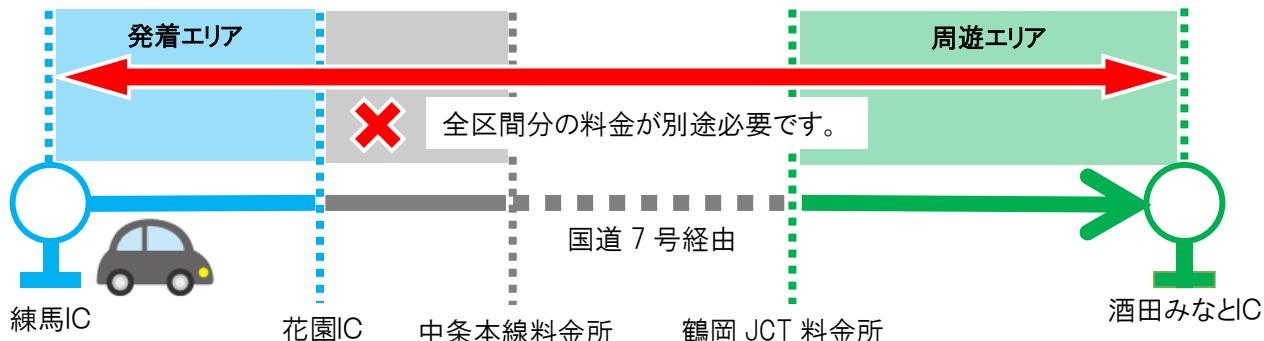


#### ◆発着エリア内の料金所から、途中流出(当社管理区間外を通行)し、再流入後周遊エリア内の料金所まで走行した場合

周遊エリア部分の走行を含め、全区間分の通行料金が別途必要です。

※日本海東北自動車道を利用して、新潟県と山形県の間を通行する場合、一度高速道路を流出し、国道7号を走行するため、本プランの適用対象外となりますのでご注意ください。

##### 《例》



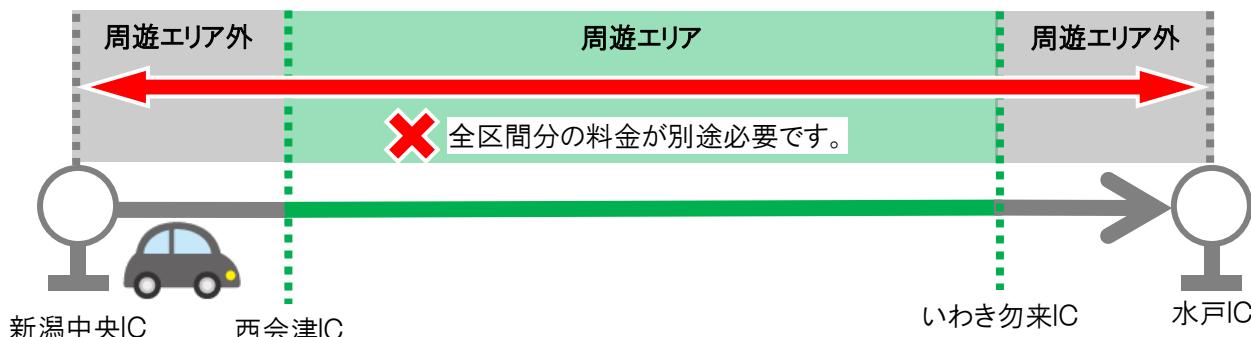
## (2)周遊走行

乗り降りともに周遊エリア外を利用された場合、途中周遊エリアを走行されていても、本商品の対象となりませんのでご注意ください。(ご利用された全区間の料金を請求させていただきます。)乗り降りどちらかが周遊エリア外を利用された場合は、エリア外の区間料金のみ別途請求させていただきます。

### ◆周遊エリア外の料金所から、周遊エリアを通過して周遊エリア外の料金所まで走行した場合

周遊エリア部分の走行を含め、全区間分の通行料金が別途必要です。

#### 《例》

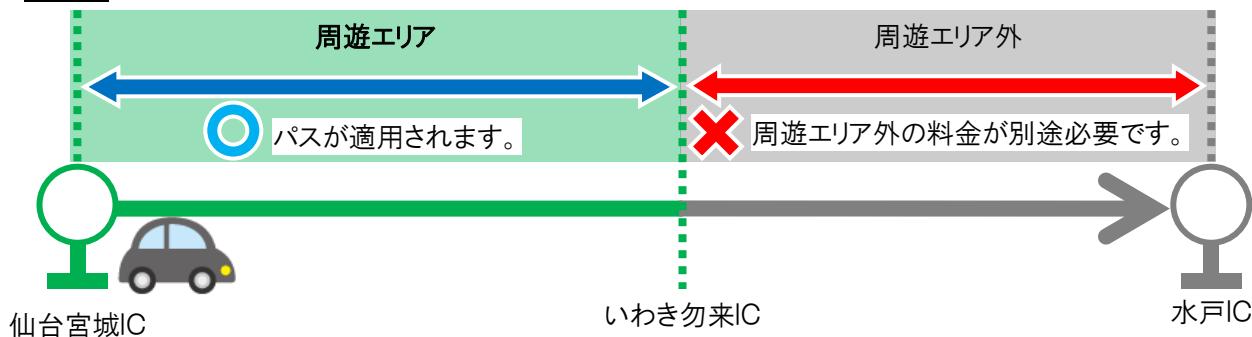


### ◆周遊エリア内の料金所から、周遊エリア外の料金所まで走行した場合

周遊エリア外の走行部分について、別途料金が発生します。

(周遊エリアと周遊エリア外との境界部分で一旦降りて乗り直す必要はありません。)

#### 《例》

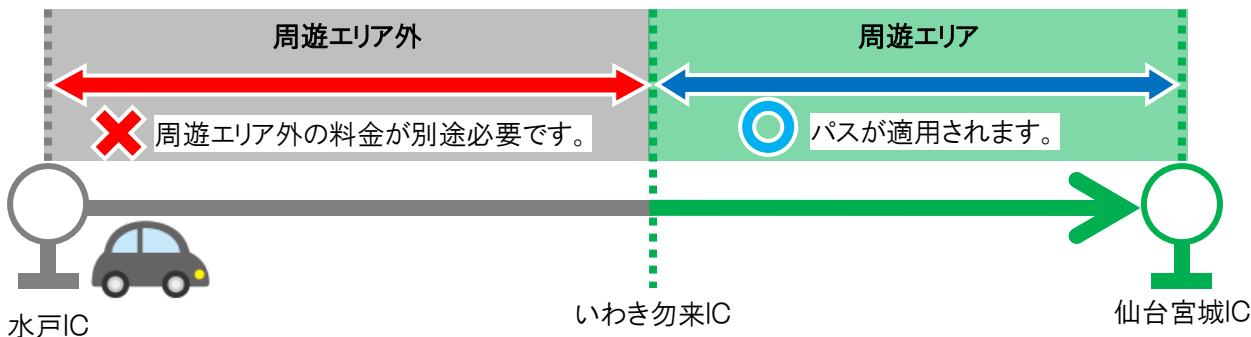


### ◆周遊エリア外の料金所から、周遊エリア内の料金所まで走行した場合

周遊エリア外の走行部分について、別途料金が発生します。

(周遊エリアと周遊エリア外との境界部分で一旦降りて乗り直す必要はありません。)

#### 《例》



### (3)復路走行

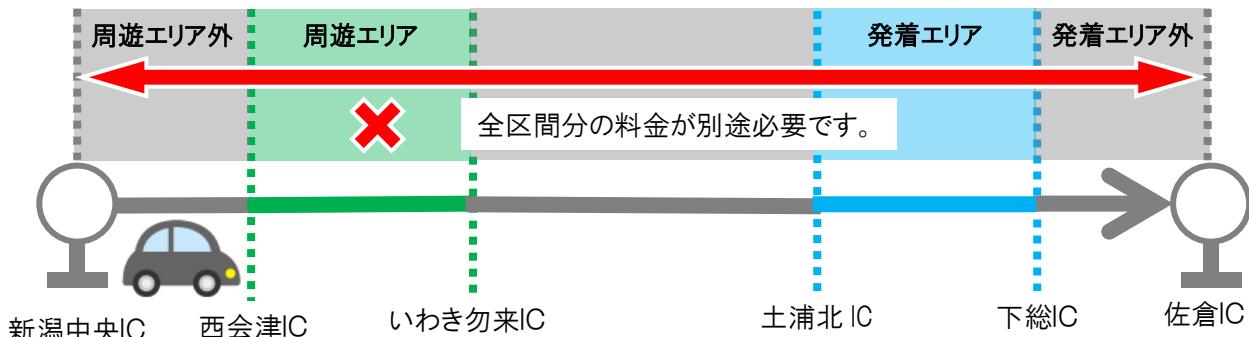
周遊エリア外から発着エリア内まで走行されましても、本商品の対象とはならず、全区間分の通行料金を請求させていただきます。周遊エリア外からご利用になる際は、周遊エリアで一度降りて頂き、再度周遊エリアからご利用ください。また同様に、発着エリアを通過して発着エリア外まで走行されましても、本商品の対象とはなりません。発着エリア外までご利用になる際は、発着エリアで一度降りていただき、再度発着エリアからご利用ください。

※発着エリアの本線料金所を通過する場合は、本線料金所までの区間が対象となります。

#### ◆周遊エリア外の料金所から、発着エリアを通過して発着エリア外の料金所まで走行した場合

周遊エリア部分の走行を含め、全区間分の通行料金が別途必要です。

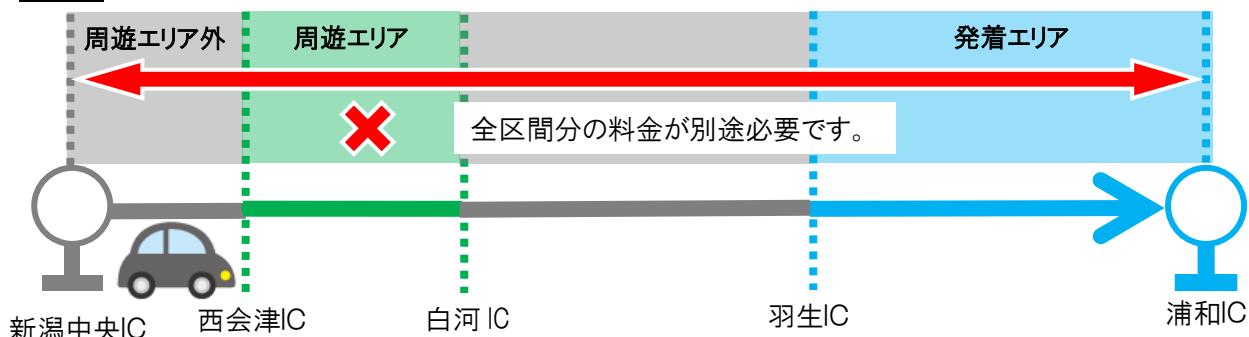
##### 《例》



#### ◆周遊エリア外の料金所から、発着エリア内の料金所まで走行した場合

周遊エリア部分の走行を含め、全区間分の通行料金が別途必要です。

##### 《例》

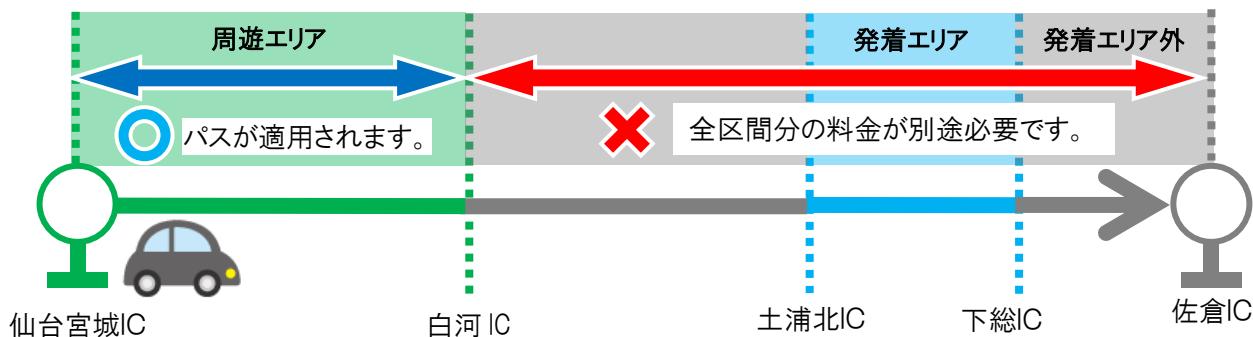


#### ◆周遊エリア内の料金所から、発着エリアを通過して発着エリア外の料金所まで走行した場合

復路走行ではなく周遊走行の対象となり、周遊エリア内から周遊エリア外まで走行した場合と同様に、周遊エリア外の走行部分について別途料金が発生します。

(この場合、周遊エリア内と周遊エリア外との境界部分で一旦降りて乗り直す必要はありません。)

##### 《例》



◆周遊エリア内の料金所から、途中流出(当社管理区間外を通行)し、再流入後発着エリア内の料金所まで走行した場合

周遊エリア外の走行部分について、別途料金が発生します。

※日本海東北自動車道を利用して、新潟県と山形県の間を通行する場合、一度高速道路を流出し、国道7号を走行するため、本プランの適用対象外となりますのでご注意ください。

《例》

